



都市計画の内容

■ 近郊緑地特別保全地区の決定

三浦半島の南部に位置する「小網代の森」では、河川の源流から海に至る変化に富んだ自然環境がまとまって残っており、首都圏全体で見ても貴重な緑地であることから、平成17年9月に、国土交通大臣により首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域に指定されています。

その中でも、浦の川流域を中心とした地区は、この緑地の自然特性を顕著に示す重要な地区であり、将来にわたって現状凍結的な保全を図る必要があることから、近郊緑地特別保全地区に指定することとし、地権者との合意形成を進めてきたところです。

今回、地権者の合意が得られたことから、その良好な自然環境を保全し、首都圏の住民の健全な心身の保持及び増進に資するため、小網代近郊緑地特別保全地区を都市計画決定するものです。

■ 区域区分及び用途地域の変更

小網代近郊緑地特別保全地区の決定にあわせて、区域区分を変更し、これまで市街化区域に指定していた地区を市街化調整区域に編入するとともに、用途地域について、廃止等の都市計画変更を行うものです。